

会報
いしかわ

1992.2. No. 8



(木場潟より望む白山連峰)



石川県行政書士会

目 次

知事あいさつ	1	
会長あいさつ	1	
会 務 報 告	2	
<特別委員会>		
業務報酬額標準取扱要領作成に当って	山本　　権	3
<特 別 寄 稿>		
「お正月用の漆器の話」	松原　政義	3
「絶妙のトライ」	浅井　廣史	4
全国保健衛生風俗営業担当者協議会に出席して	北岸　正彦	4
各部の活動状況	5	
支 部 だ よ り	5	
意見箱のコーナー	7	
事務局よりのお知らせ	9	
広 報 部 だ よ り	10	
会 員 の 動 き	10	
編 集 後 記	10	

会報いしかわ

知事の年頭あいさつ

石川県知事 中西 勝一



新春を迎えるに当たり、会員の皆様方の御健勝を心からお慶び申し上げます。

行政書士制度は、昭和26年行政書士法が制定されて以来、今日まで40年余の間に制度の充実・発展を遂げてきたわけですが、この間行政書士は、様々な行政サービスの多様化に対応しながら、住民の身近な相談相手として私たちの中にしっかりと定着した存在となっているところであります。

これも、石川県行政書士会並びに会員の皆様方が、熱意を傾けてその業務に精励され、住民と行政との橋渡し役としての役割を果たされた賜物と、心から敬意を表する次第であります。

御承知のとおり、社会の高齢化、情報化、国際化が一層進展する中で、住民の価値感はますます多様化し、行政は様々な住民の要望に応える必要にせまられております。

石川県では、県勢の発展と県民の福祉の充実を図るため、21世紀に向けて、「物と心の豊かさを実感できる社会の建設」を目指して、住民の意向を汲み上げ、創意工夫を重ねているところであります。こうした状況の中にあって、官公署に提出する書類の作成や相談等の業務を通じ、住民の権利義務に深く関わる皆様方の役割は、今後ますます重要性を増していくと考えられます。

皆様方が今後ともその職責の重さと業務の公共性を十分認識されるとともに、高度情報化社会に対応した業務の改善に努められ、一層の御活躍をされることを期待しております。

最後に、会員の皆様方の御多幸と石川県行政書士会のますますの御発展をお祈り申し上げまして、年頭の御挨拶といたします。

会長のあいさつ —職域の確保、拡大を—

会長 山岸吉雄



平成4年の輝やかしい新年を迎えるにあたり、会員の皆さん並びにご家族の皆さんに謹んで新春のお慶びを申し上げます。

さて、会員の皆さんのが、業務を通じて住民の生活向上のためにご努力されていることに対して、深く敬意を表するものであります。

今年度は、われわれが最も重点目標としている職域の確保を拡大するとともに会員の皆さんのが一致結束して行政書士制度の発展に向けて、全力を尽くしていかなければならないと思います。

しかしながら、21世紀を目前に控え、急速に国際化、情報化が進展する中で、行政書士を取り巻く諸情勢は、決して生易しいものではありません。

今こそ、われわれは、行政書士の権益を守るために心と力を合わせて、山積する諸問題を解決するとともに国民のニーズに応えるためには、いかにすれば良いかということを真剣に考え、行動する必要があります。

そのためには、役員はもちろんのこと、全会員が一丸となって、粘り強く頑張り、より一層の努力を行い、成果を上げて行かなければならぬと思います。

年頭にあたり、会員並びにご家族にとって素晴らしい年となりますことを祈念してございます。

会 務 報 告

1. 理事会

12月10日午後1時30分から、本会議室において第3回理事会を開催し、次の事項を審議し、決定した。

(1) 平成3年度事業運営について

ア. 各部報告

イ. 各部の充実

各部の活発なる活動を行なう為理事以外の方を推薦、委嘱する方法等の検討、(会則の変更等含む)

(2) その他

ア. 田中理事死去に伴う人事異動

総務部長に 山本 権氏

” 副部長に 辻口外治氏

イ. 会員名簿の新規作成

昭和62年10月作成分を更新

2. 部長会

12月6日午後1時30分から本会議室に

おいて開催。次の事項を審議決定した。

(1) 理事会に計る議題

(2) 各部の動き

3. 件別報酬特別委員会

7月18日以来数回会合を重ね別送の業務報酬額標準取扱要領作成

4. 監察部

10月1日から10月5日まで「行政書士110番」を本会事務局において開設。特に初日はテレビにてPRした。

5. 車庫証明専門グループ

(1) 会長が自販連に報酬について申し入れ
(2) 10月から11月にかけて

業務部、件別報酬特別委員、監察部等更に各副会長支援の下、総力を結集して業者代表と数回懇談し、一応の結論を得た。

特別委員会

業務報酬額標準取扱要領作成に当つて

特別委員長 山本 権

平成3年定時総会（3年5月30日開催）において、第1号議案要望中表記の報酬額早期策定の意を受け、会報第7号にてお知らせのあった日程により審議、検討を重ねた。

9月11日会長以下特別委員に校正の為の原案を発送、更に9月27日各理事宛同上を発送し文面上の追加、訂正等御意見を賜り、10月12日最終検討特別委員会を事務局にて開いた。

1. 表紙、紙質、色、目次
2. 追加議題
3. 発行部数及び見積額
4. 会長答申

等について決定、以後の連絡は特別の事のない限り電話又は書面等で行う事とし散会した。

11月7日校正最終原案作成の上各特別委員に発送検討をお願いする。此の際発刊日を12月初旬とする事とし、11月16日印刷、11月20日印刷用原本受領し再修正した。11月26日本校正として印刷製本し、12月初旬発刊各会員に発送した。

以上の作業を行うに当つて、連合会企画開発部の報酬算定基準、作成の意識、取り扱い上の留意点、他県の既発行報酬額表を参考とし、会員が最も身近かに必要とする7業種関係に特に力をそいだ。

特別寄稿

「お正月用の漆器の話」

副会長 松原政義

1. お椀について

(1) 梗という文字について

正倉院御物にある梗の文字には素材によって使い方が違う。梗（木）、碗（石器）、筍（竹）、鉢（金属）、碗（紙）、というように区別される。

(2) お椀を求めるとき

(イ)形 手の掌に乗せて見て、心地良いもの縁に口をあててみてそのまま汁をすい易いもの、(ロ)絵付のよい物、全体にあきのこないもの、形の面白い物は、正式の席では用いない。くだけた席にはそれがかえって、その場を楽しいものにしてくれます。よい漆器への憧れを持続する日本人にとって、梗は最も身近で手頃なものと云えるでしょう。お椀の蓋をとるまでに蒔絵や沈金が豪華に施されていれば、心にはのぼのとします。蓋を取った時、蓋裏に加飾があれば、尚更楽しが味わえます。外無地で内加飾、しゃれたもの、ぐっと料理を引き立てます。手に持った時、暖さ、蓋を取った時、たち上る湯気と香りに食欲がそゝられ、梗の中の色彩を楽しみ、目を閉じて吸い上げる、口ざわりの柔さと味加減のよさが相まって世界の食器でこれ以上の物はないと思います。今日のベーク物では残念乍ら夢がこわれます。せめて汁、飯は梗を使いたい。

2. 箸について

食物を口に運ぶ道具で、東洋人の知恵である。現在のように2本箸は奈良時代からです。箸、橋の意味は人から人へ、心から心への橋渡し。内祝縁起物として贈られる。個人用、取分用、盛付用とある。求める時、心地良い物、細物、太物、長物は使いにくい。辯る時は乾燥箸、毎日の使用箸は、口ざわりよく丈夫で、料理の味を促すもの。黒、朱塗の無地は古風な感じで清潔である箸置は見るも楽しい。

3. 杯について

年始は朱塗杯で御神酒を召しあがる。丸い杯は日輪、一家円満。朱は赤と違い落付があり潤い、静けさ、平和の気分を漂わせ、朱色こそ日本の持つ平和の象徴、朱杯こそ日の出をあらわし、日出度いことです。

「絶妙のトライ」

加賀支部長 浅井 廣史

ソ連の崩壊というとんでもない事件で平成 3 年は終了し、年は新たまって平成 4 年。今年も年明け早々にブッシュ大統領の訪日があり波乱含みの幕開けとなりました。会員の皆様におかれでは益々の御健勝のことと思います。

時代は激動し、政治は目まぐるしく変遷する中で経済はおかまいなしに進展しています。私たち行政書士は、その持前のダイナミズムでこの時代を乗り切って行かなければなりません。行政書士は他士業とは異なり定点で生活するにはいまだ法的な整備が充分ではありません。ひっきよう、複眼で、やぶにらみで頭髪ボサボサの大陸浪人風悲哀を後姿に残して生活していくなければなりません。広範な業務の開拓は自分の英智と気力で行なわなければならぬし、それを以後の生活にどう位置づけるかも本人次第であります。広いマーケットを持ちながらも、その中に埋没する人もいるでしょうし、あきらめて撤退する人もいることでしょう。しかし、私は思うのですが、ここは一つ男の美学で（女の美学？）敢然と立ち向って、我々の生活の拠点を構築できるようエネルギーを集中しようではありませんか。会員の方々、そして役員の方々、それぞれが持ち前のスケールで、各々のポストで、職域拡大、法律等の整備、改正に全力を

かたむけてこそ「行政書士」の本領を發揮することができるでしょうし、そもそもそれだけの馬力と気概がなければ行政書士と呼ぶには値しないようにも思います。

私は、皆様の御支援によって政治の世界の末席に身を置かせていただいていますが、この世界は信念と現実をどう調和させるかにかかっていると考えています。冷静な現実分析と、その上に立っての信念の実現ができるかというところです。議員としての活動も、行政書士の活動も共に積極的に問題にアクセスしてこそ活路が開けるという点では同じだと思います。そのためにはかなりのタフネスさが要求されますので、まずは体力を充実させそして、燃える闘魂でトライしなければなりません。会員の皆様の絶妙のトライを念じつつ筆を置きます。

平成 4 年正月

全国保健衛生風俗営業担当者協議会に出席して

業務指導部副部長 北岸 正彦

平成 3 年 9 月 26 日、日本行政書士会館にて全国保健衛生風俗営業担当者協議会が開催された。石川会より小生が出席の栄誉に浴したので光榮に思っております。

第 1 日目は最初に「風俗営業適正化法」について警察庁保安部警部山本真吾氏より解説があり、次に廃棄物処理法改正につき厚生省片山一夫氏より改正法案のポイントにつき逐条的に解説があった。

第 2 日目は各単位会からの質疑応答があり実状報告も併せてなされた。各県により申請手続きにばらつきが有ることを実感した。

内容として印象的だったのは「風俗営業適正化法」についてであった。風俗に関する取

締りは江戸時代の湯女・飯盛女に始まり、明治の芸者置屋、昭和のダンス営業。そして、昭和23年風俗営業取締役法が制定され、昭和59年風俗営業適正化法に改正となるまでの風俗の変遷と法整備について話があった。単なる取締り・規制から、社会的に認知された風俗営業を適正なるものに指導する方向となり、同時に青少年の健全育成を片方の柱としている。

面白い（と言っては語弊があるが）のは接待の判断である。接待とは「歓楽的、遊興的に特定した客をもてなし、酌、談笑、遊戲、ダンス等の行為」を言う。遊戯は温泉芸者の独壇場と限らないのあり、彼の勇ましいコンパニオン嬢しかりである。また、スナックでは接待行為は御法度である。しかし、実体は皆様が御存知のとおりであり、食品衛生法許可と深夜酒類飲食店届出だけであります。経営者は法律をよく理解していない向きがあります。行政も要員の関係から立入調査はあまりないとも聞きます。まさに大きな隙間があります。警察行政とこれら営業者とのパイプ役こそ正しく我らの職分であると大いに自覚し奮起をした次第であります。

最後に同士諸氏のご健闘をお祈りしつつ、報告とさせて頂きます。

各部の活動状況

○監察部

監察業務と職域拡大について

監察部長 茅野勇平

平成3年10月の監察月間では、会員の皆様に多大のご尽力を賜り、予想以上の成果が上がり、ご協力に対し深甚なる感謝を申し上げ

る次第であります。

この度の監察月間では、車庫証明に関する業務の確立確保を最重点課題として取り組みました。前後3回にわたり石川県自動車販売店協会代表と協議を重ね「ニモ行政書士の排除並びに行政書士法の趣旨の理解」を訴えました。石川県自動車販売店協会販売部長会議議長の荒山界雄氏との協議で、行政書士法の趣旨に理解を得「行政書士法の趣旨に鑑み車庫証明の業務については、行政書士の業務である」との確認ができ、極めて友好的な雰囲気の中で協議を終えたのであります。

会員各位におかれましては、業務の確保拡大に一層励まれ、行政書士としての地位の確立を図っていただきたいと存じます。

支部だより

○輪島支部

監察月間行事について

平成3年10月15日支部役員会を開催「監察月間行事」について協議した。

○車庫証明業務について

1. 自動車販売会社に対し(64社)行政書士でない者が行う官公署に提出する書類作成等の防止について(お願い)の文書を支部会員名簿と日行連作成のパンフレットを同封し、車庫証明業務は行政書士に依頼し、行政書士法違反をしないよう要望した文書を郵送した。

1. 支部会員に対し、車庫証明業務受託について万全を期するよう文書を要望した。

○農地法による許可手続きについて

農業委員会事務局は協力的ではあるが、窓口規制をするだけの法的根拠が薄弱なので規

制はできない。

○今後の対策について

この月間行事を、ねばり強く実施し、行政書士の業務を一般大衆に周知させることが大切である。

● 七尾支部

- 10月23日、24日の両日にわたって管内31ヶ所の官公庁の団体長に対して行政書士のPRとせ行政書士の排除についての窓口規制方を依頼し、関係部課職員に周知徹底の指導を要請し効果があった。
- 11月9日能登島町勝尾館において「改正税法のあらまし」について支部長が講師となり、研修会を行ったところ会員多数の出席を得、好評であった。
その後、懇親会を催し会員相互のコミュニケーションを企画実施したところ、カラオケが飛び出す等、夜の更けるのも忘れて懇親を重ねた。翌朝には玄関先において記念撮影を行い盛況裡に散会した。

● 金沢支部

今年の監察月間の対応で特徴的なことは、各官公署の窓口にワープロで作成した業務取扱会員の名簿を掲示してもらったことである。具体的には、各警察署、土木事務所、保健所農業委員会、そして陸運事務所。このことは金沢支部にとって、従来の月間の対応とは一味違った、一応の前進として評価が出来るのではないかと思われる。

又、ポスター掲示は勿論、行政書士業務のPRパンフの配布もした。ただ、各官公署の窓口の対応は、極めて事務的で、無関心であった。このことは、我々と役所との日常的な

コミュニケーションの欠如、密接な連繋網の不備を示すものであり、我々も深く反省すべきところである。

窓口規制の依頼、ニセ行政書士の排除などは、監察月間に限定せず、定期的な各官公署への訪問、行政書士制度のPR活動を通じて不斷に推進していくことが重要であると、痛感した。

● 小松支部

監察月間を終えて

今年は、町役場を重点的に訪問した。

その結果、宅建業者、司法書士、土地家屋調査士等他業者の行政手続関与（特に農地法関係）の実態は放置できない深刻な事態であるとの確信を強くした。特に違反者は、金沢市及びその周辺に本拠を置く他業者において顕著であると思われる。

かかる事態に至った要因は多々あろうが、本会に入会しているまじめな宅建業者、司法書士、土地家屋調査士諸公が馬鹿を見るようなことがあってはならない。

同様なことは、会社、法人の設立手続等についても言える。本会に入会しているまじめな税理士諸公が馬鹿を見るようなことがあってはならないであろう。

月間行事ではない恒常的な監察活動の必要性が痛感される。

● 加賀支部

加賀支部の監察月間での活動は次のとおりです。前年度は農業委員会、県土木事務所にアンケート調査をお願いして、当局に行政書士業務の御理解と窓口規制についての打合せ

を行ないましたが、今年度は従来どおり関係官庁に陳情に行きました。しかし従来と若干異なることは支部の役員全員で大挙して訪問したことです。おそらく当局に行政書士の存在を強く印象づけられたことと思っています。

又、支部独自で業務研修会を開くことを決めました。第一回目は車庫証明についてですが年末年始の混雑のためいまだ実現されていませんが今春からなんとか出来ればよいと思っています。焦らず確実に一步づつ。

意見箱のコーナー

にせ行政書士排除月間に取組んでみて感じたことは、先ず行政書士という職種及び業務範囲のピーアール不足である。

諸官庁にても正しい認識をもっているだろうか、はなはだ疑問である。

諸官庁にしてかかる状況であるなれば一般の人々は勿論その認識は稀薄である。

諸官庁の窓口規制も大切であるが一般の人達に対するピーアール対策も年間を通じて必要ではなかろうか。私の支部に於て行った、重点施策の一つ、車庫証明事務の自動車関係販売店に対する文書依頼はその効果が徐々にあらわれつつあると思われる。効果はすぐに期待できないけれど何か手段を講ずる必要があるのではなかろうか。

今一つ行政書士業務は多種多様で広範囲にわたっているが、依頼を受けてもその業務により、ただちに処理の出来ないことがある。かかるとき業務に精通した行政書士の会員名が判名していればその指導により処理可能となる。業務に精通した会員名をあらかじめ周知しておくことも必要と思う。

行政書士の資質向上のため業能別の研究会

も出来てはいるがあまり活用されていないよう思う。具体的な事例を研究課題とし地区別に開けば短時間で効果があがるのではないかだろうか。

行政書士のお仲間に入れていただき、まだ年数浅きものが日頃の考えていることの愚問をのべてみました。諸兄の御意見をいただければ幸いです。
(水元 震)

行政書士業務のPRについて

先般ニセ行政書士排除月間に、各官公署を訪問したが、役場職員の中に行行政書士の業務についてほとんど知らず、まして一般町民については全く関心がない状況です。

そこで一般の方々に行行政書士の業務内容をPRする必要があるのではないか。

例えば、車庫証明関係では、自動車会社の者がお客様の所へ車庫証明書類に印鑑を押し後はまかせきりです。行政書士が車庫証明の手続きをすることが出来ると思っていないようです。金沢中署の場合、本人が直接窓口に来る者はごくわずかです。殆んど会社の事務員、セールスマント等です。(1日約120件位です。)そこで新聞広告、チラシ等作成し業務内容を具体的に記載した方がよいと思います。

警察署訪問の場合でも役場訪問の場合でも署長、総務課長だけでなく行政書士に關係のある課、係等広くPRするようにすればどうかと思う次第です。
(辻口 外治)

都市の行政書士は特定業務のスペシャリスト、地方の行政書士はよろず屋のゼネラリストが経営戦略。どちらも人柄と人脈がものをいう。100人の成功者がいれば100通りの成功の秘訣がある。開業に当たって最も大切な

ことは、本人の「ヤル気」なのである。

専門業務は難かしさで開発行為、警告件数で農地転用許可、建設業の許可、自動車登録、車庫証明の順。お金になりそうな業務は約20種類である。行政書士としての自分は何ができるかを、機会あるごとに周囲にアピールしなければならない。等々。

評、一気に読めて、二三度読み返したくなる内容を含んでいる。成功例は参考になる。

抄「行政書士で確実に儲ける本」
(かんき出版)

俳句 門先をぬけて匂ひし沈丁花
(妻文子作) 夏雲のどかりと来たる眉丈山
新米をときこぼしたる二三粒
銀杏散る千古の里の磨崖仏
(太田則武)

一 会 員 と し て

主人の司法書士等の業務の補助者として約20年、昭和46年度に行政書士試験に合格即、登録してからは、主に農地関係の申請業務にたずさわっています。私のような者が会の役員にさせていただき過分な役にとまどいを感じています。問題をかかえている弱き行政書士にならないためにも、私なりに今日の会の課題として早急に取り組むべき事。感じた事を述べさせていただきます。

1. マスコミに行政書士をアピールする。
1. 代理権を取得するため全力を擧げる。
1. 実務研修会を強化する。(地区別ごと)
1. 趣味、特技等の紹介を交えた写真入、会員名簿の作成
1. 会員相互、関係官庁との親睦を深め合う場を多く導入する。
1. 非行政書士排除を徹底する。

以上の事項に一步でも近づけるために、

微力ながらも一員として協力をしたく思います。

(浜田はつみ)

電話が掛かります。「仕事の依頼か、他の用事か。」まず頭を過ります。仕事の依頼のようです。「可能か不可能か、単純なものか複雑なものか、期限は、報酬は?」そのすべてにNOでない限り引き受けます。数千種にも及ぶと言われる行政書士の仕事です。そのすべてに精通することは困難でしょう。どうしても始めて手掛ける仕事には不安が伴います。「やったことがないから、面倒臭そうだから、忙しいから、儲からないから。」そんな否定的な観念を持っていませんか。都合のよい自己弁護をして心が消極的になっていませんか。「難かしそうだからやってみよう、誰もやらないのなら私がやってみよう。」努めて積極的な気持ちで仕事に当たりたいですね。行政書士業務への適応能力、範囲はどんどん増えてきます。依頼者からも喜ばれます。それが自と勢いに満ちた人生に繋がって行く筈ですから。

(菅原 博)

意見箱のコーナーについて

(お知らせ)

広報部ではこの度、会員の皆様方の本会、支部等の執行部に対するご意見、業務についてのご質問、情報交換等会員相互の交流の場として、「意見箱」のコーナーを設けることにいたしました。

内容に制限はありませんのでどんな事でも結構ですから会員皆様の御寄稿をお待ちしております。

なお、原稿の宛先は下記のとおりです。

金沢市本多町3-2-1

石川県行政書士会 広報部

事務局よりのお知らせ

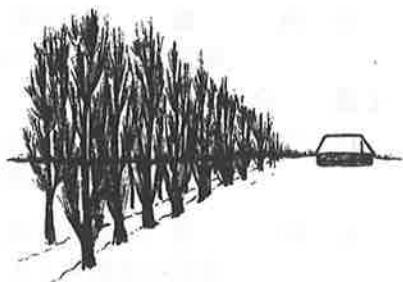
以前、新日本法規出版から各会員宛年数回行政書士として必要な図書の斡旋パンフレットが送られて来ましたが、今回その実態が分りました。業者では会員の方の注文が有り売れた場合は其の見返りとして会の方へ10%程度の会員として必要な単行本を年何回かに分けて返礼との事です。今迄も此のようにして來たとの事です。ちなみに平成2年度は3冊來て居ります。今回も前年とおり取り計りましたので御了解下さい。

会員の方には機会が有れば事務局に寄って参考にし利用して下さい。尚図書購入についても利用して下さい。

会費納入について

本年度会費を納めておられない方は、至急次の口座へ振り込んでください。

口座名 石川県行政書士会
北國銀行本多町出張所
普通預金 30-008717
(事務局)



訃 報



故 田中 寿氏
(たなか ひさし)

理事
総務部長
金沢支部長

去る10月16日、田中 寿総務部長が入院先の松任石川中央病院で亡くなられました。享年65歳。葬儀・告別式は10月18日午前11時、野々市町の済世寺で執り行われ、本会弔辞・感謝状が会長より捧げられました。

ここに故人の生前のご活躍を偶び、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



(在りし日の田中 寿氏)

●会員の動き

平成 4 年 1 月 14 日現在

〔新入会員〕

中野 正一 (昭和23年10月6日生)
羽咋市東川原町三俵刈6番地1

TEL 0767-22-2037

〔登録事項変更〕

橋本勝寿 事務所移転
加賀市大聖寺南町ニの72番地7

若林 豊 事務所移転
金沢市神田2丁目2番28号

TEL 0762-92-2822

谷内 廣 住所移転
輪島市堀町3字16番地26

TEL 0768-22-6306

〔退会者〕

田中 寿 (平成3年10月16日死亡)
石川郡野々市町粟田2丁目119番地

石田 実 (平成3年11月18日死亡)
金沢市本多町1丁目2番14号

広報部だより

広報部ではこの度、会報「いしかわ」の充実を図るため、従来の8ページ折り込み形式から2ページ増刷して10ページ表紙付きブック形式として発行することにいたしました。

これにより、各項目ごとの余白が増え記事も読みやすくなり、また、会員皆様の寄稿文等もこれまで以上に余裕をもって掲載することが出来るようになりました。

従いまして、皆様方の短歌、俳句、随筆等の文芸作品、また、業務に関しての情報、苦情、意見交換等がありましたらどしどしご投稿下さい。出来るだけ掲載させていただこうと思います。

表紙につきましても、いろいろと試行錯誤の結果、当分は「写真撮影したもの」を使用することで帰結を見まして本号のような表紙になりました。今回は広報部員の撮影したもののを使用しましたが、今後は会員の皆様方よ

り作品を募集いたしたいと思います。題材は問いませんので、会員皆様の腕により掛けた作品をお待ちしております。また今後絵画、版画等を表紙に用いることも検討いたしたいと思いますのでご意見をお寄せ下さい。

編集後記

明けましておめでとうございます。

前回と同様の形式では飽き足らない我広報部員達が、新しい企画に挑戦してみました。正月気分も十分抜け切らない頭で何度も書き替え、ようやくまとまりかけた時に、又新しいアイデアが………。というわけで、何とか今までの形式とは違ったものにしたいという意気込みだけは充分なのだが、まとまるまでが大変。やっと8号の完成に、こぎつけた次第。会員の皆様の御期待にそえるよう、次回もがんばりたいと思っています。(S・M)

M E M O

